破産手続廃止

平成２８年（フ）第６８３号
福岡市南区花畑３丁目42番１―202号
破産者　有限会社川崎硝子店
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６８５号
福岡市南区花畑３丁目42番１―202号
破産者　川崎　稲子
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２３２号
福岡市早良区室住団地71番104号
破産者　上川　洋司
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８２２号
福岡市西区姪の浜１丁目24番１号
破産者　酒のうすいこと　臼井伊佐男
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８２３号
福岡市西区姪の浜１丁目24番１号
破産者　酒のうすいこと　臼井　利子
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８４号
埼玉県越谷市伊原２丁目11番１号　ハイツ笹塚201、旧住所埼玉県越谷市蒲生南町24番36号　502号
破産者　谷川　秀幸
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３８４号
埼玉県八潮市大字大瀬247番地９、旧住所埼玉県八潮市大字南川崎419番地22
破産者　阿部　政伸
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
埼玉県三郷市三郷２丁目11番地７　ライオンズプラザ三郷304号、旧住所栃木県那須塩原市大原間西２丁目11番地１　サンライズシティーパルⅡ―102号
破産者　鈴木　　薫
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７１３号
横浜市南区蒔田町字三度台1018番地15　ワコーレロイヤルヒルズ横浜蒔田623
破産者　安井　　眞
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１９号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12三浦海岸ハイツ13―1341、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町一色1791番地の６
破産者　小林　　敏
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２００１号
横浜市港北区高田東４丁目18番12号　メゾンデ　エスポワール　105
破産者　世六三通男
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２７４号
神奈川県足柄下郡湯河原町福浦267番地の３
破産者　兼子　正孝
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８７号
横浜市緑区台村町680番地　ユーフラットⅡ―103号
破産者　笹川　　潤
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１号
京都府福知山市字天田54番地の15
破産者　中川　浩之
1　決定年月日　平成28年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６５５号
福岡市東区唐原５丁目９番52号
破産者　松園　朋也
1　破産債権の届出期間　平成28年８月29日まで
2　一般調査期日　平成28年９月16日午後３時30分
平成28年８月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６号
三重県名張市桔梗が丘南２番町２街区８番地、前住所三重県伊賀市ゆめが丘５丁目15番地の６
破産者　武藤　　豊
1　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
2　一般調査期日　平成28年10月６日午後２時
平成28年８月５日　　津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第５０３３号
大阪府豊中市豊南町西２丁目15番10号、開始決定時大阪府豊中市大島町２丁目４番５―305号
破産者　川本　佳宏
1　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
2　一般調査期日　平成28年10月27日午後２時30分
平成28年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部